

公共調達監視委員会活動状況報告書

(部局名) 宮城労働局

- 1 開催日 令和8年3月11日(水)
- 2 委員の氏名及び役職等 委員長 門脇 功 (門脇功税理士事務所 税理士)
委員 高木 龍一郎 (はづき法律事務所 弁護士)
委員 阿部 弘樹 (ひろむ法律事務所 弁護士)
- 3 審査対象期間 令和7年5月1日 ~ 令和7年11月30日
- 4 審査契約件数
- (1) 公共工事
- ① 競争入札によるもの
- ・ 審査対象件数 1件
 - ・ 審議件数 1件
 - うち、低入札価格調査の対象となったもの 0件
- ② 随意契約によるもの
- ・ 審査対象件数 1件
 - ・ 審議件数 0件
- (2) 物品・役務等
- ① 競争入札によるもの
- ・ 審査対象件数 9件
 - ・ 審議件数 4件
 - うち、契約金額が500万円以上のもの 2件
 - うち、参加者が一者しかいないもの 2件
 - うち、契約の相手方が独立行政法人となつたもの 0件
 - うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの 0件
- ② 随意契約によるもの
- ・ 審査対象件数 5件
 - ・ 審議件数 2件
 - うち、新規案件で競争性のない随意契約で調達しているもの 0件
 - うち、企画競争又は公募をしたが、参加者(応募者)が一者しかいないもの 0件
 - うち、契約の相手方が独立行政法人となつたもの 0件
 - うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの 0件

5 審査案件の抽出方法

令和7年5月1日～令和7年11月30日の審査対象期間に契約したすべての審査対象案件（公共工事の競争入札1件、公共工事の随意契約0件、物品・役務等の競争入札4件、随意契約2件）より、宮城労働局公共調達監視委員会設置要綱第7条に基づき審議案件を抽出した。

6 審査結果

不適切等と判断した件数

0件

結果内容及び措置状況

所見なし

ただし、総括として、以下の指導をいただいた。

1者入札の場合、契約実績のある業者にだけ声掛けを行い、その結果を踏まえ、予定価格の算定を行っている実態が多い。この点について、もう少し検討されたい。

従前のやり方が良いのかどうか。事案によっては労働局の職員が自ら実施できないかどうか。施行に際しその必要性等に疑問を持ち、結果的に上部機関から指導された際は仕方がないが、そのような検討はしてみるということが必要ではないか。

全体のやり方が、今までの旧態依然のものをそのまま踏襲しているようにしか見えない。その所を改善してほしい。特に見積書を1者しか徴取していないところは気になる。また契約者と同一の業者となっている。そのようなところも談合にかかわることはないと思うが、その辺も踏まえて全体的な業務のあり方をもう一度見直しをしていただきたい。

公 共 調 達 審 査 会
審 議 対 象 一 覧 及 び 審 議 結 果

【別紙様式3】

【競争入札 物品役務等】

【審議対象期間 令和7年5月1日～令和7年11月30日】

部局 宮城労働局

番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役人の数(人)	備 考	公共調達審査会審議結果状況(所見)	公共調達監視委員会審議結果状況(所見)
1	令和7年度宮城労働局管下監督署・安定所におけるレンタカー借用契約	支出負担行為担当官宮城労働局 総務部長 菊地 政幸 仙台市宮城野区鉄砲町1番地	令和7年5月20日	株式会社カーレンタルソリューション 神奈川県横浜市西区高島1-1-1	4040001013464	一般競争入札 (総合評価方式)	15,892,118	15,554,880	97.88%		応札(応募)数 2者 審査対象 500万円以上	所見なし	所見なし
2	一般定期健康診断及び特殊健康診断(情報機器作業に関する健康診断)委託契約	支出負担行為担当官宮城労働局 総務部長 菊地 政幸 仙台市宮城野区鉄砲町1番地	令和7年5月23日	一般財団法人宮城県予防医学協会 仙台市泉区高森2-1-39	7370005000349	一般競争入札	15,072,475	14,194,950	94.18%		応札(応募)数 2者 審査対象 500万円以上	所見なし	所見なし
3	年度後半における集中的な就職面接会事業	支出負担行為担当官宮城労働局 総務部長 菊地 政幸 仙台市宮城野区鉄砲町1番地	令和7年6月24日	アデコ株式会社 東京都千代田区霞が関3-7-1	8010401001563	一般競争入札	7,917,470	4,303,200	54.35%		応札(応募)数 5者		
4	令和7年度マザーズハローワーク等における短期パソコンセミナー業務委託契約	支出負担行為担当官宮城労働局 総務部長 菊地 政幸 仙台市宮城野区鉄砲町1番地	令和7年7月2日	株式会社JC-21教育センター 仙台市青葉区花京院1-3-1	9370001008724	一般競争入札	5,948,555	4,279,000	71.93%		応札(応募)数 1者		
5	「令和7年度 中高年代活躍応援プロジェクト」に係る委託契約	支出負担行為担当官宮城労働局 総務部長 菊地 政幸 仙台市宮城野区鉄砲町1番地	令和7年7月16日	株式会社広済堂ビジネスサポート 東京都港区芝浦1-2-3シーパンスS館13階	6010001143691	一般競争入札 (総合評価方式)	9,278,720	7,579,000	81.68%		応札(応募)数 8者 審査対象 500万円以上	所見なし	所見なし
6	令和7～11年度労働局における業務用自動車リース契約	支出負担行為担当官宮城労働局 総務部長 菊地 政幸 仙台市宮城野区鉄砲町1番地	令和7年8月27日	名鉄協商株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅南2-14-19	3180001033061	一般競争入札 (総合評価方式)	15,398,240	10,513,360	68.28%		応札(応募)数 1者 審査対象 500万円以上	所見なし	所見なし
7	令和7年度胃がん検診単価契約(再度)	支出負担行為担当官宮城労働局 総務部長 菊地 政幸 仙台市宮城野区鉄砲町1番地	令和7年8月29日	公益財団法人宮城県対がん協会 仙台市青葉区上杉5-7-30	4370005003387	一般競争入札	2,666,400	2,666,400	100.00%		応札(応募)数 1者		
8	宮城労災特別介護施設(ケアプラザ富谷)に係るライナーリフト更新契約	支出負担行為担当官宮城労働局 総務部長 菊地 政幸 仙台市宮城野区鉄砲町1番地	令和7年10月10日	株式会社シバティンテック 仙台市若林区卸町2-11-3	2370001003186	一般競争入札	12,034,000	11,990,000	99.63%		応札(応募)数 1者 審査対象 500万円以上	所見なし	所見なし
9	仙台第4合同庁舎2階職業安定部レイアウト変更作業委託契約	支出負担行為担当官宮城労働局 総務部長 菊地 政幸 仙台市宮城野区鉄砲町1番地	令和7年11月21日	ニシマキ・オフィスシステム株式会社 仙台市泉区市名坂字御釜田145	2370001001041	一般競争入札	17,481,860	16,820,430	96.22%		応札(応募)数 4者 審査対象 500万円以上	所見なし	所見なし

公 共 調 達 審 査 会
審 議 対 象 一 覧 及 び 審 議 結 果

【別紙様式4】

【 随意契約 物品役務等 】

【審議対象期間 令和7年5月1日 ~ 令和7年11月30日】

部局 宮城労働局

番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役人の数(人)	備 考	公共調達審査会審議結果状況(所見)	公共調達監視委員会審議結果状況(所見)
1	令和7年度労働基準監督官採用試験第2次試験に係る身体検査(単価契約)	支出負担行為担当官宮城労働局 総務部長 菊地 政幸 仙台市宮城野区鉄砲町1番地	令和7年5月7日	一般財団法人社の都産業保健会 仙台市宮城野区小鶴1-21-8	2370005003389	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 契約の性質が競争を許さないため	1,903,440	1,903,440					
2	仙台MTビル6階(1572.60㎡)定期建物賃貸借契約の締結について一部修正	支出負担行為担当官宮城労働局 総務部長 菊地 政幸 仙台市宮城野区鉄砲町1番地	令和7年5月19日	森トラストビルマネジメント株式会社 東京都港区虎ノ門4-1-1	7010401047013	会計法第29条の3第4項 賃貸借契約の継続に伴い 競争を許さないため	6,418,333	6,418,333			審議対象 500万円以上	所見なし	所見なし
3	防犯カメラの移設作業委託契約	支出負担行為担当官宮城労働局 総務部長 菊地 政幸 仙台市宮城野区鉄砲町1番地	令和7年5月20日	セコム株式会社 東京都渋谷区神宮前1-5-1	6011001035920	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 契約の性質が競争を許さないため	1,517,230	1,517,230					
4	仙台MTビル2階(414.92平米)定期建物賃貸借契約の締結についての一部変更について	支出負担行為担当官宮城労働局 総務部長 菊地 政幸 仙台市宮城野区鉄砲町1番地	令和7年7月28日	森トラスト株式会社 東京都港区虎ノ門2-3-17	8010401029670	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 賃貸借契約の継続に伴い 競争を許さないため	1,842,042	1,842,042					
5	宮城労災特別介護施設(ケアプラザ富谷)における空冷モジュールチラー圧縮機他修繕工事	支出負担行為担当官宮城労働局 総務部長 菊地 政幸 仙台市宮城野区鉄砲町1番地	令和7年10月23日	同和興業株式会社 仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービルディング	1370001009416	予決令第99条の2	11,660,000	10,758,000			審議対象 500万円以上 新規案件	所見なし	所見なし
		以 下 余 白											

宮城労働局 令和7年度 第2回 公共調達監視委員会審議 議事録 (概要)

開催日及び場所	令和8年3月11日 仙台第4合同庁舎8階 宮城労働局会議室
委員	委員 長 門 脇 功 (門脇功税理士事務所 税理士) 委員 高 木 龍一郎 (学校法人東北学院 常任理事) 委員 阿 部 弘 樹 (ひろむ法律事務所 弁護士)
審議対象期間	令和7年5月1日 ~ 令和7年11月30日
審議対象件数	公共工事 競争入札案件 1件 公共工事 随意契約案件 1件 物品・役務 競争入札案件 9件 物品・役務 随意契約案件 5件
抽出案件件数	公共工事競争入札案件 1件、 公共工事随意契約案件 0件、 物品・役務競争入札案件 4件、 物品・役務随意契約案件 2件
案件 1	契約件名 : 古川合同庁舎冷却塔更新工事 契約相手方 : 同和興業株式会社 契約金額 : 9,020,000円 契約締結日 : 令和7年9月30日
案件 2	契約件名 : 年度後半における集中的な就職面接会事業 契約相手方 : アデコ株式会社 契約金額 : 4,303,200円 契約締結日 : 令和7年6月24日
案件 3	契約件名 : 令和7~11年度労働局における業務用自動車リース契約 契約相手方 : 名鉄協商株式会社 契約金額 : 10,513,360円 契約締結日 : 令和7年8月27日
案件 4	契約件名 : 令和7年度胃がん検診単価契約 (再度) 契約相手方 : 公益財団法人宮城県対がん協会 契約金額 : 2,666,400円 契約締結日 : 令和7年6月29日
案件 5	契約件名 : 宮城労災特別介護施設 (ケアプラザ富谷) に係るライナー リフト更新契約 契約相手方 : 株式会社シバタインテック 契約金額 : 11,990,000円 契約締結日 : 令和7年10月10日
案件 6	契約件名 : 防犯カメラの移設作業委託契約 契約相手方 : セコム株式会社 契約金額 : 72,710,052円 契約締結日 : 令和7年5月20日
案件 7	契約件名 : 宮城労災特別介護施設 (ケアプラザ富谷) における空冷 モジュールチラー圧縮機他修繕工事 契約相手方 : 同和興業株式会社 契約金額 : 10,758,000円 契約締結日 : 令和7年10月23日

委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答
	下記のとおり	下記のとおり
委員会からの意見の具申、勧告	下記総評記載のとおり	

事案の概要	意見・質問	回 答
<p>【 案件1 】</p> <p>契約件名 : 古川合同庁舎冷却塔更新工事</p> <p>契約相手方 : 同和興業株式会社</p> <p>契約金額 : 9,020,000円</p> <p>契約締結日 : 令和7年9月30日</p>	<p>予定価格の算定に関する決裁文書について聞きたい。資料1-5の「次に仕様書に基づいた施工が可能である業者を調査し、3者に見積書を依頼した結果……」と記載されているが、この「施工が可能」とは、どのような意味か。</p>	<p>事前に業者に仕様書を提示し施行内容の調査を実施し、業者から実施を要する工事内容の確認を行った。その内容に沿った冷却塔を更新するための必要な作業を実施できる業者という意味である。</p>
	<p>工事ができたかどうかという意味なのか。</p>	<p>そうである。</p>
	<p>3者に見積書を依頼し2者が辞退している。さらに参考見積を徴取するという工夫はしなかったのか。</p>	<p>していない。</p>
	<p>1者からしか参考見積が提出されず、その1者が落札しているのであれば、参考見積の意味がない。業者の選定に妥当性が欠けているのではないか。工事自体は特殊とは思えないので、実施できる業者はあると思う。見積を辞退した段階でさらに業者を探すという工夫をしなければ、言ったまま落札率が95.3%で落札している状況なる。もう少し工夫の余地があると思う。何かやろうということはなかったのか。</p>	<p>資料に記載した見積を依頼した業者以外にも、入札に関する資料提供を行う際、見積書の提出が可能かどうか確認はしているが、辞退されている状況となっている。本来、ご指導いただいた通り、さらに拡大してより広く見積書の提出依頼や入札案件の情報提供を実施すべきと思う。</p>
	<p>もうひと手間が欲しい。このような案件を70、80%の落札率で落とすのであれば良いが、95.3%と見積金額と同じである。競争入札を実施する意味がない。もう少しなぜ辛抱強く、参考見積の徴取、競争してくれる業者を探さないのか。また、参考見積を提出してきた業者がそのまま落札している。もうひと手を頑張ってもらいたい。そうすると税金の無駄遣いなくなるのではないか。</p>	
	<p>案件は古川合同庁舎の冷却塔更新工事。古川の合同庁舎には、労働局以外にも他の省庁が入居していると思う。どうして労働局がこのような工事を実施するのか。</p>	<p>古川合同庁舎の管理官庁が労働局となっているためである。工事費用については後日、入居している官庁に分担金として比率によって支払っていただくことになる。</p>
	<p>気仙沼合同庁舎などの合庁があった場合、監督・管理官庁があるということか</p>	<p>その通りである。</p>

事案の概要	意見・質問	回 答
	<p>1者応札の原因が、業者の繁忙期のためと説明された。一般的な感覚では、冷房を使用しない時期は繁忙期ではない。冷房を使用する時期は修理とか急遽の工事、故障があり繁忙期になるのであって、使用しない時期は一般的に繁忙ではないのではないかと思う。</p>	<p>機械を調達し、その機械を設置する。その設置の時期が繁忙期に入ってしまったということである。</p>
	<p>資料を見ると、入札が9月29日、その後の工事は一般には、冷房を使用しない時期ではないのか</p>	<p>冷房を使用しないので機械が稼働しない。その時期に部材を発注している。部材が届き次第組み立てる。組み立てる際に業者が忙しくなる。</p>
	<p>一般的は話しではないのかなと思った。一般的な話と個別具体的に話を一緒にしないでほしい。一般的に冷暖房ではなく冷房なので冬季は、もっと余裕があるのではないかと思った。先程、他の委員も発言されたように、見積徴取の段階にしても、応札の段階にしても、代替性のあるもの、個別具体的な特殊なものではないから、もっと努力をしていただきたい。</p>	
	<p>令和5年に水漏れが発生しているが、なぜこの時期の工事となったものか。</p>	<p>本省からの予算が付かなかった。そのため、水漏れが発生した状態で冷房装置を作動させていた。</p>
	<p>前回の委員会の際もそうであるが、ワンパターンとなっている。仕様書に基づいて可能な業者に見積もり書を依頼しました。提出を断られたからこうでした。工事の時期、業者の繁忙期、官庁であれば予算があるのでいつまでに工事をしなければならないということが頭に入っているはずである。にもかかわらず、工事が遅くなったり、計画性に疑問がある。だから今回のように1者しかなかった。前段階が足らなかったのではないか。</p>	
<p>【 案件2 】 契約件名 : 年度後半における集中的な就職面接会事業 契約相手方 : アデコ株式会社 契約金額 : 4,303,200円 契約締結日 : 令和7年6月24日</p>	<p>書類の表現について、年度後半における集中的となっているが、この集中的とは何か</p> <p>結果的に落札率が54.4%となっている。予定価格の算定が妥当なのか。予定価格とこんなに違いがある。落札率が低すぎる。</p>	<p>令和7年10月期において、2回開催するという意味でこのような文言を使用している。</p> <p>より良い業者を得るために、本省から上限額は設定されているが、高いから良いとはならないが、本省からの上限額と見積書の金額を比較して予定価格を算定しているため、結果として開きが出てしまった。</p>

事案の概要	意見・質問	回 答
	<p>予定価格算定の所にいろいろ説明が記載されているが、事業について、「労働局に経験ノウハウがなく積算が困難である」と記載されているが、就職とか労働条件、様々な問題を扱っているのが労働局。ノウハウがないのか。</p>	<p>より良く効率的に実施するためという意味で記載している。労働局として、この文面を使用することには指導のとおり、問題があるのかもしれない。</p>
	<p>あまりこの文言を使用すべきではない。先程の件もあるが、これについてももう一步頑張ってもらいたい。キチンと予定価格を算定していれば、ノウハウがないとして思考を停止しないで、もう少し仕事をしてほしい。落札した業者は経験から業務に詳しいと思うが、労働局の方がそれ以上このような問題に対しては詳しいはずである。予定価格の算定の際には、もう少し適正なものを出して、安ければ安い方がいいのだけれども、もう一步頑張ってもらいたい。</p>	
	<p>事業としては、令和7年10月期に、素人がイメージする会場を借りて就職希望者を呼び、ブースを作成し、面接・説明をするということが良いか。この委員会の委員としての意見ではないが、直営で実施してはどうか。労働行政の根幹で、皆さん方が、学生や使用者の意見を吸い上げて、本当の現場はどうなのか。吸い上げることが皆様方の本質の仕事ではないか。なんでもかんでも外部委託して安くすればいいということについては私は反対である。銀行も、不良債権があるとコンサル、外部まかせ。違うでしょ。というのが私の意見である。直営を行え。路地周りを実施しろ。大変さも理解できるが、路地周りをすることにより得られる知見もある。事業課の方、職業安定課の方で次年度ぜひ、直営してみなさいとお願いする。</p>	
	<p>2者から提出された見積書の内容に階差がある。この階差がなぜ出てきたか検討したのか。</p>	<p>検討していない。</p>
	<p>検討する必要があるのではないか。提出された見積書を2者から提出されたから2分の1と3者であれば3分の1としてどうだろうとしている。今回の場合、厚生労働省が提示している金額の方が妥当な数字である。その場合なぜこれだけ安くできるのか検討すべきで、そのようにしないと今後、次の入札に繋がっていかない。応札業者に対し見積書を依頼している。今回入札を行った会社、アデコ、タスクールなどに対しては、応札の実績がなかったということか。</p>	<p>過去の実績まで確認してはいない。アデコはあまり聞いたことはない。</p>

事案の概要	意見・質問	回 答
	<p>そここのところはもう少し踏み込むことが必要である。直近何年かを見て実施していると思うが、予定かをどの適正にするかを踏まえたうえで、踏み込む必要がある。</p>	
<p>【 案件3 】 契約件名 : 令和7～11年度労働局における業務用自動車リース契約 契約相手方 : 名鉄協商株式会社 契約金額 : 10,513,360円 契約締結日 : 令和7年8月27日</p>	<p>再リースの記載されている。令和2年から6年までリース契約を締結したと記載され、再リースを行うに当たりその段階での判断というものは何か影響しているのか。名鉄というリース会社、最初にそこを選んだ理由をお教え願いたい。</p>	<p>令和2年度、一般競争入札を実施し、名鉄が落札している。</p>
<p>再リースについて、法的な意味での再リースなのか。一旦リース期間が終了し、もう一回リースをしたということか。ファイナンス契約期間が終了した後にもう一回契約することを再リースと言うが、どちらで使用しているか。</p>	<p>法的な再リースではない。リース契約が終了し、改めて新規にリース契約を締結することを再リースと言っている。</p>	
<p>2回目の新たなファイナンス契約を実施したということか。</p>		
<p>複数の業者を当たったんでしょうか、なぜ名古屋の名鉄なのか</p>	<p>以前から法人向けのリース契約を行っている事業者。以前も名鉄とリース契約を行った経過があるので、今回も声掛けを行ったところ、応札されたものである。</p>	
<p>リース契約の中には、メンテナンスも入っている。そのようなところは大丈夫なのか。</p>	<p>大丈夫である。</p>	
<p>仙台、宮城県のどこかに拠点があり、対応出来ているということか。了解した。</p>		
<p>資料の審査結果の内容について、リース契約において駐車場の確保が1者応札の原因となっていると記載されている。この入札の件についてなのもう少し具体的に教えてほしい。</p>	<p>資料が間違っていた。当局においてはレンタカーの契約も行っている。レンタカー契約において、仕様に駐車場の確保を挙げている。そのことを誤って記載したものである。</p>	
<p>レンタカー契約で駐車場が関係してくるのか。</p>	<p>仙台MTビルに入居している安定所がある。そこで使用するレンタカーについて、駐車場を用意することを条件にしている</p>	
<p>レンタカーは、レンタカー業者に取りに行き借りるものではないのか。</p>	<p>そのような契約ではない。安定所の近くにレンタカー会社が駐車場を確保し、安定所は確保した駐車場から車両を借りる形をとっている。契約期間中、レンタカー会社に車両を返却しない形となっている。</p>	
<p>そうすると、記載されている文書はリース契約とは関係がないということか。</p>	<p>関係がない。</p>	

事案の概要	意見・質問	回 答
	リース契約については、駐車場がキチン確保されていて、その分を借りているということか。	そうである。これまでは、買取の官用車が各施設にあった。それを現在は買取ではなくリースにしないと本省から指示されている。元々各施設には駐車場があり、リース車両はそこをそのまま使用することになる。買取の官用車とリースした車を入れ替える形である。
	1者応札になったのか分析をもう一度説明願いたい。こんな汎用性のあるものについて、1者なのかもう一度説明願いたい。	トヨタなどでリース契約を行っている部門に対し声掛けを行った。また名鉄などの法人向けにリース事業を行っている自業者にも声掛けを行った。それで応札してきたのが名鉄だけであったということである。トヨタなどの大手事業者に対し、なぜ応札しなかったか、詳細な確認はしていない。
	1度5年程度のリース契約を終了し、もう1度となるが、前回は名鉄であったか。	名鉄であった。
	何か本当に談合のようなことは疑われなかったか。入札を不調にするという選択肢はなかったのか。	選択肢は無かった。
	考えた方が良いと思う。	
	リース期間を52か月した根拠は何か。計算し逆算して最後の3月31日としていたと思うが。車を各事務所に配置していると思うが待機させている。稼働率は把握しているのか。	稼働率について、詳細な稼働率は把握していない。
	稼働率がいくらになっているから52か月の契約をすとしてしているのではないのか。先程のレンタカーの件もあるが、土日も関係なく庁舎の敷地内に車を止めておくということ。なぜ稼働率を見て、必要であれば年間契約ではなく、必要な時に契約業者に取りに行くという形をとれば、経費削減につながるのではないか。そのような分析はしているのか。レンタカーのような契約にすることは出来ないのか。稼働率を見て、ものすごく使用しているという説得力があれば、数字をきちんと把握したうえで、このような契約を締結する場合は問題がないが、単なる借りてしましましょうねというようにしか見えない。	官用車をリース車両に交換していくということは、令和2年度から行っている。これについては、本省からの指示に基づくもので、2030年度までにすべての官用車についてリース車両に交換することを目指している。そのため、労働局独自の判断ではなく、本省からの指示に基づくものとなる。

事案の概要	意見・質問	回 答
	<p>逆に言うと、リース会社を利用すれば、例えば5年といえは5年という期間の中で減価償却に基づいて価格が設定されるものと思う。それをあえて52か月とする理由、極端に長く契約し5年経過したら再リースして価格を半額にするという形、安い契約にする契約。一般の会社はそうのようにしている。これだけ長く契約しているのに、また次も入札して高い金額で契約しているのか。</p> <p>リース契約を分かっていない。普通は再リースを行う。再リースを実施すると価格は半分、3分の1になる。毎月3000キロとか5000キロしか走行していないのであれば、絶対その方が経済的である。業者に良いところだけ取られている。本省からの指示であれば本省が世間知らずである。</p> <p>だから、談合などが疑われてしまう。</p> <p>返却したら、極めて高い金額の車が業者に戻り、業者はそれを転売している。</p>	
<p>【 案件4 】 契約件名 : 令和7年度胃がん検診単価契約 (再度) 契約相手方 : 公益財団法人宮城県対がん協会 契約金額 : 2,666,400円 契約締結日 : 令和7年6月29日</p>	<p>予定価格算定資料について、対がん協会と成人病予防協会とでこれだけ大きな差が出ている。この差について、次の段落に理由の記載がある。確認したいのは、「どちらで実施しても差し支えないものと思料する」としているが、思料したのは誰か。</p> <p>つまり医学的知見が入る余地は全くなかったのか。</p>	<p>まず、担当の職員が判断し、その後、上司のものが決裁を行っている。</p> <p>そのような意味では、医療従事者に確認したものではない。</p>

事案の概要	意見・質問	回 答
	<p>そうであれば、競争入札を行う意味があるのか。全然内容が異なっている。一方は医師が透しをしながら撮影する。もう一方はそういうことをせずに簡便な方法で撮影する。当然この位違いが出る。その場合どっちで実施するという事について、関連する医師に確認するとか。健康管理を行う上ではどちらの方法の方が妥当なのか。適切なのかを確認せず、これでいいんだよと言うことであれば、比較する必要もなく、低額の方で行えばいい。競争させる意味はない。違うレベルである。同様に直接撮影、間接撮影それぞれについて競争させるのであればともかく、全然別のやり方を選定して、こっちが安いからこっちで契約ということが信じられない。どちらの撮影方法で実施すべきか、本省の方には知見を持った方がたくさんいることから、確認をしなかったのか。</p>	<p>確認していない。</p>
	<p>このような形で仕事を増やしても仕方がない。初めから価格の安い方で契約すればいいこと。この案件は根本的にレベルが違う次元が違うこと。質が違うことをもって、こっちが安いからといっても、鉛筆とボールペンの価格が違うように、どちらで撮影するのが適正なのかということについて、思料したのが素人。思料したって仕方がない。</p>	
	<p>仕様書にあるとおり、実施したところが9か所あり、各箇所でのような人数になる。私がイメージしているのは、バスが職場に来て、その中で実施しているというもの。それでよいのか。</p>	<p>そうである。</p>
	<p>仙台はいいとして、築館が4名、迫が5名、大和が6名のためだけにバスを行かせるのか。</p>	<p>そうである。</p>
	<p>内視鏡をそうなのか。</p>	<p>内視鏡は実施していない。内視鏡は直接医療機関を受診してもらっている。</p>
	<p>内視鏡にするかエックス線にするかは希望なのか</p>	<p>希望である。</p>

事案の概要	意見・質問	回 答
	<p>それが不思議である。労災特別介護施設という名称で限定してしまい、そこだけで探せばそれは少ない。民間も含めてシルバー産業の一環であるから、その中にいくらかでも施設はある。しかも、リフトなどは施設としては必需品である。なぜそこを調査しないで1者だけ、同程度の物がないから言われたままで、このような価格で99.66%の落札率となっているのではないか。言われたままで、契約している。ひと手間、そこから先の作業をしなかったのか。このような契約を行っているとは反発が来るのではないか。</p>	
	<p>1者応札になった原因について、もう一度説明願いたい。</p>	<p>ライナーリフトという介護系施設の特別な装置であったため、施工できる業者を探した結果、1者しかなかった。</p>
	<p>資料に添付されている見積書には品名が記載されており備考欄に定価と書かれている。つまり、一般に売り出しているものである。また改造費などが記載されていないことから、この見積書だけを見ると、一般に販売している物を仕入れ運送し取付して以前の物を取り外しているだけの見積である。この見積書を見る限り全然特殊なものではない。委員の話した通り、あと数社は手を挙げていただいてももらってもいいと思う。せつかく厚生労働省になったのだから、厚生側に横のつながりを持って情報をもらってはどうか。という意見である。</p>	
	<p>仕様に基づいた施工が可能と記載されているが、具体的にはどのようなことなのか。相手方、4者に対し接触してこのようなことを記載しているのか。</p>	<p>業者に対し仕様書を提示し、施工可能か確認したものである。</p>
<p>【 案件6 】 契約件名 : 防犯カメラの移設作業委託契約 契約相手方 : セコム株式会社 契約金額 : 72,710,052円 契約締結日 : 令和7年5月20日</p>	<p>セコムに決めた理由としてレコーダー等を追加購入するとあり、選定理由が、対象機器を扱っているための確に作業を行える。別の業者の場合、分からないことがあるとなっているが、例えば、セコム以外にもアルソックなどの他の同じような業務を行っている業者があるが、そこに出来るかどうかという話は聞かないのか。</p>	<p>セコム製のカメラが各所属に設置されている。セコム以外の業者に対して、セコム製のカメラの移設が可能であるか聞いてみたところ、「自分の所のカメラを設置するものでなければ、移設作業だけをする事は出来ない」と回答されている。</p>

事案の概要	意見・質問	回 答
	<p>いずれ故障し使用できなくなった際、同じ業者に追加で新しいカメラを設置して下さいと言うことになる。システムが変わったとかガラッと管理自体が変わったときも、機器があるから、そこに契約して随契という形でそこだけ選定するというのを続けるのか。追加でカメラを設置するから同じ業者になってしまうという趣旨。機械を熟知してというのは、どこの会社でも同じである。機器も質的に違うものを使用しているとは思えない。だから、これはずっとセコムに頼み続けることになるのか。</p>	<p>1台2台であればそうなるが、いずれ経年劣化等機械であることから古くなり、購入時期が同じであれば更新も大規模なものとなる。その際は改めて一般競争入札等において調達する考えはあるが、随時随時の際はどうしても、専門的なカメラになると今回のようなことを行うことが多いと思う。</p>
	<p>カメラなどは既存の物、資料によって台数が20台、16台となっており台数が分からないが、既存のカメラは追加などせず使用するというのでいいのか。既存でもハードディスクやレコーダーもなかったのか。</p>	<p>現状仙台安定所には防犯カメラが25台設置されている。それに対して、1台のモニターとハードディスクで管理しているものではなく、部門別に例としてカメラ5台分に1台のハードディスクで管理しているという運用方法となっている。元からハードディスクはあったが、移設し部門が増えることから、その部門分のハードディスクを新たに購入するというものである。</p>
	<p>今回は、増えた部門分で、既存のハードディスクは移設できるものは移設して追加した分として考えていいか。</p>	<p>移設出来るものは移設した、ただ、ハードディスクには管理できる台数があるため、使用出来なくなったハードディスクだけ買い替えたものである。</p>
	<p>ハードディスク4テラでいくらかなど設置した際の金額と比較したか。今回、競争性が無いため高く見積もられ、高く随契していないか。以前は、競争があったため安くしたが、今回は競争が無いため高くしたということはないかチェックしてほしい。一般的にみて、4テラのハードディスクが11万円とは高いと思っているので、その辺のところはきちんとやってほしい。</p>	
	<p>セコムに対して、セコムの主張を一方的に取り入れたかどうか。セコムと交渉して価格を低くするためどのような努力をしたのか。まったく見えない。初めから、セコムがセッティングしているから移設するのもセコムにしなければならない。それではなく、いろいろな業者に確認し他の方法もあるのではないかと。ということを交渉して行くことが随意契約ではないか。前回の契約がどのようになっているのかなどを踏まえながら、検討していくことが必要ではないか。</p>	

事案の概要	意見・質問	回 答
<p>【 案件7 】 契約件名 : 宮城労災特別介護施設(ケアプラザ富谷)における空冷モジュールチラー圧縮機他修繕工事 契約相手方 : 同和興業株式会社 契約金額 : 10,758,000円 契約締結日 : 令和7年10月23日</p>	<p>金額・価格について検討してよいものなのか。本省から見積りに基づいて金額で出ている。業者の方で現地調査を行ったところ、予定価格として出てきたものがある。それより安い金額で落札されている。その差額は現地調査によって安くなった。特に意見はない</p>	
	<p>契約にいたる状況を改めて説明願いたい。</p>	<p>4月に工事案件と予算が示達された。</p>
	<p>モジュラーチラーは元々示達されていた。先程違うことを話していたがそれは何か。</p>	<p>ケアプラザに対し今年度実施する工事案件の説明を行ったところ、ケアプラザ側から、指定された工事ではなく別の工事を施工してほしい旨の申し立てがあった。そのため本省に対しケアプラザ側の要望を伝え、ケアプラザの本部と本省間で話し合いがなされ、8月期に当初の工事を実施するようにとの結論が出た。</p>
	<p>結局、現場の意見ではなく、元々の工事を実施するよう指示がなされ、協議されていた4か月の時間が無駄になってしまったということか。意思疎通がなされなかった原因は何か。</p>	<p>ケアプラザ富谷側も年度別の工事要望をケアプラザ本部に挙げている。本部の方で優先順位を決定し厚生労働省に伝えている。ケアプラザ本部と地方の方で意見の食い違いが生じたということである。</p>
	<p>優先順位について意見の食い違いがあるということなのか。優先順位の意見が食い違っている原因は何か</p>	<p>ケアプラザ側の話であったため、確認はしていない。</p>
	<p>今の説明について、この工事案件とどのような関係があるのか</p>	<p>入札時期が遅くなってしまった原因について説明をしたものである。</p>
	<p>このような工事は、予算が優先するのか。案件・予算が決まらないと入札が出来ないのか。</p>	<p>そうである。</p>
	<p>素人考えで、一定程度の枠があったら、後は現場の優先順位を採用すると思うが、そうになっていないことが、前回の委員会に置いて審議した文房具の件もそうであるが、難しいところである。</p>	
	<p>資料により、本件の調達に対し担当者は非常に努力をしていたように感じる。よくやっている所もある。工事の実施時期について検討されたい。</p>	

事案の概要	意見・質問	回 答
	<p>マンションの修繕の場合、長期修繕計画を立てて計画的に実施すべきところは計画的に実施し、個別に問題が出た場合はすぐに対応することを区別し、本件が長期修繕計画に基づく者であれば、修繕計画自体に現場と本部の間に齟齬がある。それはあってはならない。それは言ってもらわなければならない。</p>	
<p>総 評</p>	<p>「所見なし」 ただし、総括として、以下について認められるため、改善されたい。</p> <p>1者入札の場合、契約実績のある業者にだけ声掛けを行い、その結果を踏まえ、予定価格の算定を行っている実態が多い。この点について、もう少し検討されたい。</p> <p>従前のやり方が良いのかどうか。事案によっては労働局の職員が自ら実施できないかどうか。施行に際しその必要性等に疑問を持ち、結果的に上部機関から指導された際は仕方がないが、そのような検討はしてみるということが必要ではないか。</p> <p>全体のやり方が、今までの旧態依然のものをそのまま踏襲しているようにしか見えない。その所を改善してほしい。特に見積書を1者しか徴取していないところは気になる。また契約者と同一の業者となっている。そのようなところも談合にかかわることはないと思うが、その辺も踏まえて全体的な業務のあり方をもう一度見直しをしていただきたい。</p>	